

ハイリスク者支援における倫理面への配慮10か条

自殺に関連する要因は複雑であり、多くの場合、複数の危険因子が重なる中で、自殺行動のリスクが高まる。自殺予防とは、複数の危険因子を抱えたひとの、危険因子をすこしでも少なくし、保護因子を強化することによって、そのひとの本来の自由を回復する取組であり、それを可能にする環境づくりとすることができる。このような取組にあたっては、健康の身体的、精神的、社会的側面にかかる専門領域の連携が必要となるが、同時に、倫理面への配慮が重要となる。

ここでは、これらの取組においては個人情報や守秘性の高い情報を扱う場合もあることを踏まえて、倫理面への配慮を「10か条」としてまとめた。

なお、医療場面において緊急避難として、本人の同意がなくても医療行為を行わざるを得ない場合や、精神科医療における精神保健福祉法の措置入院制度(自傷他害のおそれのある精神障害者の行政処分として入院治療を行う)があるが、一部の専門分野の課題になるため、ここでは記載していない。

1 個人情報の扱いに留意する

個人情報保護法は、個人情報を「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む)をいう」と定義している。個人情報の扱いに関しては、それぞれの団体などにおいて規定が設けられ、それを守って業務を行うことが原則である。これらは難しい制約に見えるかもしれないが、国民が安心して相談支援を受ける基盤でもあり、必ず配慮すべき事項である。

2 可能な限り、本人の同意を得て、ていねいなつなぎをする

複数の関係機関で連携のための情報共有をおこなうときは、本人の同意を得ることが原則である。緊急性を要するときは、本人の同意なしに連携支援を進めようとしがちであるが、支援を受けるのは本人であり、本人の同意なしでは、結果として支援がうまく進まないことも多い。本人のわかりやすいことばで、紹介先とその理由など、支援者が取りたい具体的な行動を説明して、可能な限り同意を得るよう努めるべきである。

また、別の機関を紹介する際には、紹介先に同行または紹介先で訪ねる部署や相手を特定するなどして、本人が安心して相談に行けるようていねいな支援が必要となる。

3 相談することに強い抵抗をもつ人がいることに留意する

これまでの人生においてつらい体験を重ねてきたり、あるいは、安定した対人関係を持つことに恵まれなかった人たちの中には、自分の問題を他人に相談することの利点を体験上知らない人もいる。また、相談するのは恥ずかしいことと思ひ込み、相談したことが誰かに漏れ伝わってしまうというおそれを抱いていたり、疲れ果て、混乱し、落ち着いて考える余裕をなくしていることもある。そのために相談場面で、抵抗や非協力的な態度を示す場合もあるが、その背景を理解し、ねぎらいをもって対応することが重要となる。

4 相談窓口の広報や相談場所の工夫をする

さまざまな相談窓口が設けられてはいるが、これら相談窓口の情報は、それを必要とする人々まで行き渡らないことが多い。それは、個人の背景や生活スタイル、習慣等によって、人がアクセスする情報源は多種多様であるからである。したがって、相談窓口に関する広報については、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、配布リーフレット、自治体広報、講演会等のイベントなど、情報を伝えたい対象者がアクセスしやすいよう広報経路や方法に工夫が必要である。

また、既存の相談機関に限定することなく、その対象者が訪れやすい場所に相談窓口を設けるなど、相談場所についても工夫をするべきである。

5 様々な支援活動があることを踏まえ、それらと公平につながるように努める

WHO世界自殺レポートによると、自殺関連行動は、多くの場合、複数の危険因子が重なることでその危険性が高まるものであり、自殺予防の取り組みは、ライフコースにわたっての、幅広い多部門によるアプローチを必要とするとされている。

したがって、支援活動は、健康問題、経済・生活問題、家庭や職場、地域での対人関係、教育や人権問題など、様々な分野、領域にまたがるとともに、活動内容についても多様性がある。それらの活動が、公平な、互いに学び合う関係をつくりながら連携していくことが大切となる。

6 活動の多様性を尊重しつつ、質の向上を図る仕組みをつくる

活動の多様性は尊重されるべきであるものの、一方で、自殺対策基本法が制定されて10年が経過した今日においては、活動の質を高めることも求められる段階に入っている。活動の質を高めるためには、重要な研究成果を学ぶとともに、それぞれの取組から学び合うことが大切であり、行政には、研究や活動の公平な交流と学習の機会をつくることが期待されている。

7 自殺は不名誉な死であるかのような誤解はなくす

自殺が不名誉な死であるかのような誤解を無くすために、最大限の努力をする必要がある。亡くなった方と遺族の名誉が傷つけられることのないよう、社会がより注意深くなるようメッセージを出していくことが重要である。

ただし、“自殺”“自死”を語る死にすること、すなわち自殺の問題を社会的タブーにしないことと、これらの言葉を多用することは分けて考えたい。“自殺”“自死”という言葉が強いインパクトをもつ言葉であることを踏まえて、それぞれの場面において適切に使用することも必要である。

8 自死遺族が多様な問題に直面することを理解する

自死遺族は、家族を失った悲しみだけでなく、遺された家族の生活、子どもの養育費、相続、親族との関係など、現実には解決しなければならない多くの問題に直面することとなる。自死遺族支援は、遺族の心情に配慮した、直面する問題の多様性を踏まえた、総合的支援となることが望まれる。

9 活動の透明性を高める

市民社会に向けて、自分たちの活動の透明性を高めるよう努めることが大切である。具体的には、誰が行うのか、目的は何か、資金はどこから得ているか、活動の対象は誰か、個人情報の扱いなどである。また、自分たちの活動の品質を高めるために、どのようなところと連携し、どのようにして新しい情報を入手しているかも公開することも推奨される。

10 自分たちの活動が倫理的か、常に考える

複雑・困難な背景を有する人々への支援活動や自殺総合対策の取組は、メニューの多さや個別の条件に対応した細かい工夫が必要であり、よりよいものに向けて、探索を続けるという性質を持っている。その意味では、完璧な活動はどこにもないといってよい。大切なのは、自分たちの活動が倫理的か、常に考えることであり、それによって、私たちの活動は発展することができるのである。